

陳 情 文 書 表	
番号 6-27	受付 令和6年12月19日
件名 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書	

【陳情の趣旨】

神奈川地方最低賃金審議会（赤羽淳会長）は8月5日、神奈川県 lowest賃金を現行（1時間1,112円）から50円（4.49%）引上げ、1,162円とするよう神奈川労働局・藤枝茂局長に答申しました。上げ幅は厚生労働省の審議会が示した目安と同額ですが、答申は「中小企業などの生産性向上等のための中長期的な支援や助成金等の申請手続きの簡素化および価格転嫁対策として、県・市町村を含む関係機関と密に連携し、適切な転嫁に向けた取り組みを迅速に徹底すること」を求めています。

急激な物価上昇の局面において今年度の神奈川県地方最低賃金審議会（以下審議会）では、最低賃金決定の3要素のうち生計費に着目した議論がなされました。審議会は労働者の生計費の資料として、神奈川県人事委員会の「世帯人員別の月額標準生計費」を採用しますが、その金額は単身者では148,190円、4人世帯では256,830円です。この金額では健康的な食事や医療へのアクセス、交際費など、本来必要とすることを切り詰めなければ暮らせません。最低賃金1,162円で月に150時間働いても174,300円です。そこから、税金や社会保険料が天引きされれば、水道光熱費や住居費、食費など最低限の支払いは一層厳しくなり、その状況は長引く物価高騰によって、ますます深刻となっています。

神奈川県のパートタイム労働者比率は2019年では35.1%、2023年では37.8%と増加しており、女性労働者の55.4%がパートタイム労働者です。また、神奈川県における最低賃金の影響率は、事業所規模30人以上では28.6%・全国平均21.6%、事業所規模5人以上では10.3%・全国平均8.1%（厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」から引用）と全国一高くなっています。今春闘での賃上げは物価高騰に届いておらず、最低賃金を含めた賃金の引上げによる非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められています。

最低賃金の引上げに伴った賃上げを行う際に、中小企業の大きな負担となっている社会保険料の事業主負担の軽減が求められています。この間、中小企業団体や健康保険協会の強い要望や国会審議など、その実現は喫緊の課題となっています。2014年の小規模企業振興基本法制定の際、国会では「中小零細事業者の社会保険負担軽減に効果的な支援策を講ずる」との附帯決議がなされています。国内事業者数の99%を占める中小規模事業者に対しては、最低賃金の引上げ

とともに、社会保険料負担の軽減と国庫負担増が必要であり、社会保険料の事業主負担の軽減が、賃金への転嫁や正規雇用の増大につながると考えます。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にするとしています。貴議会におかれましては、最低賃金を抜本的に引き上げること、中小企業支援策の拡充を実現することを、国に対して意見書を提出するよう陳情します。

以上

陳 情 文 書 表	
番号 7-3	受付 令和7年1月20日
件名 改正マンション建替法105条1項に基づく容積率の緩和特例についての陳情書	

第1 陳情の趣旨

大和市において、マンションの建替え等の円滑化に関する法律105条1項に基づく許可基準を策定し、公表されたい。

第2 陳情の理由

1 築古マンションの建て替え

一般に、マンションの法定耐用年数は47年とされている。適切な修繕を施すことにより延命することも不可能ではないが、耐震基準の改正等の問題もあり、築後数十年を経て老朽化したマンションは建て替えの検討対象となる。

建て替えの費用は原則として区分所有者各戸の自己負担となる。もっとも、区分所有者の高齢化や経済情勢の変化により、建て替え費用が拠出できない場合も少なくない。適切な時期に建て替えがなされないと、老朽化して災害に脆弱となり、市場流動性も失ったマンションがいつまでも残り続けることになり、マンション住民のみならずまちづくりの観点からも不利益が大きい。

区分所有者の建て替え負担を減らすためにしばしば検討されるのが増床である。すなわち、建て替え後のマンションを既存マンションよりも高層化することで戸数・床面積を増やし、その売却額を建て替え費用の一部に充てるというものである。

もっとも、増床を図るには、マンションを高層化する余地があること、すなわち容積率や高さ制限といった法規制に照らして余裕があることが前提となる。多くのマンションは容積率を使い切る形で設計されているため、必ずしも増床が可能とは限らない。

2 法改正

こうした観点から、平成26年、マンションの建替え等の円滑化に関する法律が改正された。改正法105条1項は、建て替えマンションのうち一定の敷地面積を有し、市街地の環境の整備改善に資するものについて、特定行政庁の許可により容積率制限を緩和できることとしている。

法改正を受け、特定行政庁である各自治体において、具体的な許可基準を定める総合設計制度許可準則の策定が進んだ。国土交通省のウェブサイトにおいては、令和3年時点で、大

和市においても許可基準を制定済みであり、窓口で配布しているとの情報が掲示されている（資料１）。

ところが、令和６年１２月、陳情者が大和市建築指導課に照会したところ（資料２）、当該許可基準は存在せず、国土交通省のウェブサイトの記載が誤っているとの回答が寄せられた。

３ 許可基準が策定・公表されるべきこと

陳情者の居住する中央林間地区をはじめ、大和市内には築年数の経過したマンションが少なくない。建て替えを検討する管理組合も多いと思われる。防災性が高く活気あるまちづくりを図るためには、建て替え時の容積率緩和の条件を明確にして周知することが有益である。

以上により、陳情の趣旨記載のとおり求める。

陳 情 文 書 表	
番号 7-6	受付 令和7年2月7日
件名 損害賠償請求事件に係る委託契約の報酬金見直し等についての陳情書	

【陳情の趣旨】

大和市の執行機関においては、損害賠償請求事件に係る委託契約の報酬金については、(旧)日本弁護士連合会報酬等基準と同程度の額とするよう見直しをするとともに、損害賠償請求事件に係る委託契約書の瑕疵を治癒していただきたい。

【陳情の理由】

大和市の執行機関(以下「大和市」という。)は「前大和市長による公共工事のやり直し指示に関する第三者調査報告書」の結果に基づき、前大和市長大木哲(以下「大木前市長」という。)及び前大和市副市長井上昇(以下「井上前副市長」といい、併せて「前市長ら」という。)に対し、計2905万3565円(ただし、2602万1817円については大木前市長の単独債務であり、303万1748円については前市長らの連帯債務である。)の損害を賠償請求(督促を含む。ただし、督促においては、前者につき4万8881円、後者につき4,615円の遅延損害金を加算する。)するにもかかわらず、前市長らはこれを拒むことから、大和市(大和市を代表する者は大和市長古谷田力である。)は、大和市の顧問弁護士である南木法律事務所の弁護士南木道雄(以下「南木弁護士」という。)との間において、「被告大木哲(大木前市長)は、原告(大和市)に対し、金2187万9118円並びに(1)内金1689万8500円に対する平成30年5月14日から支払済みまで年5%の割合による金員、(2)金192万7000円に対する成23年10月19日から支払済みまで年5%の割合による金員及び(3)金305万3618円に対す令和6年8月16日から支払済みまで年3%の割合による金員の支払い、さらには、被告大木哲(大木前市長)及び被告井上昇(井上前副市長)は、原告(大和市)に対し、連帯して金266万0511円並びに(1)内金88万3000円に対する平成21年11月5日から支払済みまで年5%の割合による金員及び(2)金177万7511円及びこれに対す令和6年8月16日から支払済みまで年3%の割合による金員の支払いとともに、訴訟費用は、被告ら(前市長ら)の負担とする。」を請求の趣旨として、委託料については「委託料は、着手金、報酬金及び諸経費とし、それぞれの額は、次の各号の区分ごとにそれぞれ当該各号に定める方法により算出した額とする。ただし、受注者が本契約の訴訟代理人でなくなったときは、当該訴訟代理人でなくなったときをもって委託の期間は終了する。」とした上で、

着手金につき「着手金に係る委託料の額を1, 316, 981円とし、当該額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した額」、報酬金につき「報酬に係る委託料の額を、本委託契約の締結の日から本事件の終了の日までの期間（以下「訴訟期間」という。）が1年以内の場合にあっては、経済的利益の価額が3, 000, 000円以下の部分については当該部分に16%を乗じ、経済的利益の価額が3, 000, 000円を超え30, 000, 000円以下の部分については当該部分に10%を乗じ、経済的利益の価額が30, 000, 000円を超え300, 000, 000円以下の部分については当該部分に6%を乗じ、及び経済的利益の価額が300, 000, 000円を超える部分については当該部分に4%を乗じた額（ただし、179, 200円を最低額とする。）とし、委託期間が1年を超え2年以内の場合にあっては、訴訟期間が1年以内の場合の報酬に係る委託料の額に当該額に30%を乗じて得た額を加算した額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。）とし、当該額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した額。ただし、訴訟期間が2年を超える場合にあっては、2年を超えた日以降に受注者が本事件について、口頭弁論及びその準備手続のため期日に出頭し、若しくはウェブ会議等により参加し、又は大和市庁舎その他発注者の協議で定めた場所において、発注者と打合せを行った委託料を、1回につき30, 000円とし、これに消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額に、当該出頭し、若しくは参加し、又は打合せを行った回数に乗じて得た額を加算するものとする。」、諸経費につき「本事件の処理に要した印紙代、通信費等の実費」とする『損害賠償請求事件に係る委託契約書』（以下「本件委託契約書」と言い、その行為を「本件委託契約」という。）を、令和6年11月25日に締結する。しかしながら、本件委託契約書に定める報酬金については、一般的な法律事務の報酬額に照らし、不当に高額ないし不明瞭な設定となることはもとより、その記載に不備ないし瑕疵が存することから、見直しを要するものである。すなわち、本件委託契約書では、本件委託契約の締結の日から委託事件の終了までの期間が1年以内の場合における報酬金については、(旧)日本弁護士連合会報酬基準（以下「日弁連報酬基準」という。）と同額とする一方で、当該期間が1年を超え2年以内となった場合には、当該1年以内の場合の報酬額に30%を乗じた額を加算、換言すれば、日弁連報酬基準の3割増しとするところ、日弁連報酬基準における30%の範囲内での増減（日弁連報酬基準※3参照）とは、事件の難易度により、その増減を認容するものであることに鑑みれば、委託事件の係属期間が1年を超え2年以内となった場合の報酬金増額を認諾することは、当該期間につき、報酬金の額を日弁連報酬基準の3割増しとする不適切であり、このことは、一般的な民事事件（事件番号の符号を「ワ」とするもの。）において、訴訟が1年以内で完結する場合とは、相手方被告が答弁書を提出せず、かつ、指定された弁論期日に出頭しない場合を除き、ごく僅かであることからでも明らかなのである。さらには、本件委託契約書では、

①に、経済的利益の価額が0円となったときは、報酬金は生じない（第3条柱書ただし書き後段）旨を定めるにもかかわらず、別途、報酬金の最低額を179,200円（第3条列記部分（2）括弧書きただし書き）と定めること、②に、委託料については「着手金」、「報酬金」及び「諸経費」に限定（第3条柱書本文）するにもかかわらず、訴訟期間（本件委託契約書においては、本件委託契約の締結の日から委託事件の終了の日までの期間を「訴訟期間」というところ、一般論として、訴訟の始期とは、裁判所が訴状を収受した日（事件番号交付日）、若しくは第1回口頭弁論期日であることから、本件委託契約の締結日から訴え提起までの期間を訴訟期間とすることは用途の誤りであるとともに、これにより、報酬金の区分を1年以内とするとは、殊さらに、不適切であることを付言する。）が2年を超える場合にあっては、委託料として、30,000円（消費税及び地方消費税相当額別）の日当（第3条列記部分（2）ただし書き）を定めることは、それぞれ各条項に齟齬し、違法不当な契約となることはもとより、本件委託契約書は、訴訟期間が2年を超えた場合の報酬金については、一切触れておらず、別途、それにつき、契約当事者（発注者である大和市及び受注者である南木弁護士）間による事前の協議が全く行われていないことから、仮に、委託事件の第一審が2年を超え、かつ、訴訟当事者の双方が上訴をしない場合には、大和市が南木弁護士支払うべき報酬金の算定が不能となってしまうのである。したがって、本件委託契約（書）につき、適正な報酬金（報酬に係る委託料の額）の担保とともに、本書において指摘する瑕疵の治癒を求めるものである。なお、本件委託契約における着手金1,316,981円についても、日弁連報酬基準における300万円を超え3000万円以下の場合による経済的利益の5%+9万円（（2187万9118円+266万0511円）×5%+9万円）を引用していること鑑みれば、訴訟期間が1年を超え2年以内となった場合にのみ、日弁連が示す報酬基準（日弁連報酬基準）の額に30%を上乗せすることは、着手金並びに1年以内の解決（訴訟の終結）に対する報酬金と勘案すれば、積算根拠を不存とする不当（不適切）な増額となるものである。

以上

【添付資料】

- 疎甲第1号証の1 起案用紙（件名：損害賠償請求について（伺い））
- 疎甲第1号証の2 起案用紙（件名：損害賠償請求の督促について（伺い））
- 疎甲第2号証 起案用紙（件名：損害賠償請求事件に係る委託契約について（伺い））
- 疎甲第3号証 損害賠償請求事件に係る委託契約書
- 疎甲第4号証 （旧）日本弁護士連合会報酬等基準（抜粋）
- 疎甲第5号証 行政文書非公開決定通知書（令和6年度大和市指令第3126号）

陳 情 文 書 表	
番号 7-7	受付 令和 7 年 2 月 1 0 日
件名 令和 7 年度大和市顧問弁護士選任についての陳情書	

【陳情の趣旨】

大和市の執行機関においては、令和 7 年度の大和市顧問弁護士の選任については、公正なる基準により、適任者を選任していただきたい。

【陳情の理由】

大和市の執行機関（以下「大和市」という。）の長である古谷田力（以下「古谷田市長」という。）は、令和 5 年 9 月大和市議会第 3 回定例会、もって、同 1 2 月大和市議会第 4 回定例会において、本年度（令和 6 年度）の大和市顧問弁護士（以下「顧問弁護士」という。）については「私自身、令和 4 年度予算の附帯決議に賛成した立場から、前市長の個人的な裁判とはいえ、市役所の中で行われたとされているこの問題について、市の顧問弁護士が代理人になることは、市と前市長との関係性や行政の中立性に対し市民の皆様から疑念を抱かせるものと考えております。現に私の市長就任以降も多く市民や議員の皆様から疑念があるとの声をいただいていたところでございます。このような状況を払拭するため、遅くとも今年度末までには顧問契約を終了することを決断したことは、さきの定例会の本会議でも答弁したところでございます。」

（令和 5 年 1 2 月大和市議会第 4 回定例会会議録転記）と答弁することにより、令和 5 年度まで顧問弁護士を務めた弁護士大澤孝征（以下「大澤弁護士」という。）に替えて、大和法曹会の推薦を基に、大和法曹会の事務局長である弁護士南木道雄（以下「南木弁護士」という。）を選任するところ、顧問弁護士の推薦を大和法曹会に依頼することは、以下の事由により、不適切と言わざるを得ないことから、顧問弁護士の推薦については、再度、神奈川県弁護士会（弁護士法第 3 2 条を根拠法に設立された法人である。）に依頼するとともに、神奈川県弁護士会により推薦された会員（弁護士）を、令和 7 年度の顧問弁護士に選任するよう再考を求めるものである。すなわち、大和法曹会を代表する会長とは、上記答弁のごとく、問題を抱え、古谷田市長自らにおいて顧問弁護士を交代させられた大澤弁護士であり、かつ、大和法曹会とは、会長（大澤弁護士）の事業所である『大澤法律事務所』（ただし、届出名は「大澤孝征法律事務所」である。）を所在地及び連絡先とする会則または規約を定めない任意団体であることはもとより、大和市では、推薦の依頼先を大和法曹会と指定する経緯が確認でき得る内部意思決定文書を不存（未作成）というのであるから、古谷田市長の上記答弁と、推薦依頼を大和法曹会に指

定する整合性（正当な自由）が示されていない状況下で、大和法曹会により推薦された南木弁護士との間において『顧問弁護士委託契約』を継続することは、その選任過程に不適切ないし不備が存する瑕疵なのである。したがって、法的・専門知識を必要とする顧問弁護士の推薦依頼については、特定の任意団体に依頼するのではなく、弁護士法を根拠に設立された（神奈川県）弁護士会に依頼することで、その整合性ないし適法性が担保されるものであり、このことは、大和市（古谷田市長）は「前市長による公共工事のやり直しに関する調査特別委員会」における第三者調査につき、大和法曹会ではなく、神奈川県弁護士会に対し、会員（所属弁護士）の推薦を依頼することはもとより、大和市議会においても「前市長辞職等に関する調査特別委員会」における協力（助言等）につき、同様に、神奈川県弁護士会に対し、弁護士の推薦を依頼することからでも明らかなのである。さらに付け加えれば、顧問弁護士として不適格を指摘された大澤弁護士が代表となる大和法曹会に後任の推薦を依頼することは、その選任作業において、大澤弁護士（大和法曹会会長）の意向が酌まれる可能性を払拭でき得ず、結果において、不適格者（大澤弁護士）と同様（同程度）の見識しか有さない者（弁護士）を選任することと同旨であることから、公正・中立性の観点においても、大澤弁護士と関係の深い大和法曹会への推薦依頼は問題を残すものなのである。

以上

【添付資料】

疎甲第1号証	令和5年9月大和市議会第3回定例会会議録（抜粋）
疎甲第2号証	令和5年12月大和市議会第4回定例会会議録（抜粋）
疎甲第3号証①	大和法曹会会員名簿（令和6年1月13日現在）
疎甲第3号証②	大和法曹会会員名簿（令和6年4月1日現在）
疎甲第4号証	法律相談に関する覚書
疎甲第5号証	行政文書非公開決定通知書（令和6年度大和市指令第864号）
疎甲第6号証	行政文書非公開決定通知書（令和6年度大和市指令第1121号）
疎甲第7号証①	行政文書非公開決定通知書（令和5年度大和市指令第1840号）
疎甲第7号証②	行政文書非公開決定通知書（令和5年度大和市指令第1841号）
疎甲第8号証	行政文書非公開決定通知書（令和6年度大和市指令第797号）
疎甲第9号証の1	起案用紙（件名：顧問弁護士の推薦依頼について（伺い））
疎甲第9号証の2	顧問弁護士推薦について（依頼）
疎甲第10号証	顧問弁護士推薦書
疎甲第11号証	起案用紙（件名：顧問弁護士委託契約について（伺い））

疎甲第 1 2 号証の 1 起案用紙（件名：公共工事のやり直し指示に関する第三者調査等業務委託に係る会員の推薦について（伺い））

疎甲第 1 2 号証の 2 公共工事のやり直し指示に関する第三者調査等業務委託に係る会員の推薦について（依頼）

疎甲第 1 3 号証の 1 起案用紙（件名：顧問弁護士の推薦依頼について（伺い））

疎甲第 1 3 号証の 2 弁護士の推薦について（依頼）